

知っていますか？

消費税の**軽減税率**の対象となる

令和7年4月～

**給食の金額基準が変わります！**



特定の施設において行う**一定の金額**以下の飲食料品の提供については、軽減税率の適用対象となります

## ■ **金額基準** ← ここが変わります

同一の日に同一の者に対して行う飲食料品の提供の**対価の額(税抜)**の上限が**以下のとおり変更**となります

令和元年10月

令和6年6月

令和7年4月1日<sup>!!</sup>

一食 **640円**

以下

一日累計1,920円  
まで

一食 **670円**

以下

一日累計2,010円  
まで

一食 **690円以下**

一日累計2,070円まで

## ■ **対象となる施設** ← ここは変わりません

- ① 有料老人ホームにおいて、当該有料老人ホームの設置者又は運営者が、当該有料老人ホームの一定の入居者<sup>※1</sup>に対して行う飲食料品の提供
- ② サービス付き高齢者向け住宅において、当該サービス付き高齢者向け住宅の設置者又は運営者が、当該サービス付き高齢者向け住宅の入居者に対して行う飲食料品の提供
- ③ 義務教育諸学校の施設において、当該義務教育諸学校の設置者が、その児童又は生徒の全て<sup>※2</sup>に対して学校給食として行う飲食料品の提供
- ④ 夜間課程を置く高等学校の施設において、当該高等学校の設置者が、当該夜間過程において、生徒の全て<sup>※2</sup>に対して夜間学校給食として行う飲食料品の提供
- ⑤ 特別支援学校の幼稚部又は高等部の施設において、当該特別支援学校の設置者が、幼児又は生徒の全て<sup>※2</sup>に対して学校給食として行う飲食料品の提供
- ⑥ 幼稚園の施設において、当該幼稚園の設置者が、教育を受ける幼児の全て<sup>※2</sup>に対して学校給食に準じて行う飲食料品の提供
- ⑦ 特別支援学校に設置される寄宿舎において、当該寄宿舎の設置者が、寄宿する幼児、児童又は生徒に対して行う飲食料品の提供

※1 60歳以上の者、要介護認定・要支援認定を受けている60歳未満の者又はそれらの者の配偶者に限られます

※2 アレルギーなどの個別事情により全ての児童又は生徒に対して提供することができなかったとしても軽減税率の適用対象となります

|                                                                                                                   |     |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 5 調剤を行う医薬品を患者が選択するために必要な説明及び指導を行ったイ又はロに掲げる場合には、特定薬剤管理指導加算3として、患者1人につき当該品目に関して最初に処方された1回に限り、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。 |     |
| イ 特に安全性に関する説明が必要な場合として当該医薬品の医薬品リスク管理計画に基づき製造販売業者が作成した当該医薬品に係る安全管理等に関する資料を当該患者に対して最初に用いた場合                         | 5点  |
| ロ 調剤前に医薬品の選択に係る情報が特に必要な患者に説明及び指導を行った場合                                                                            | 10点 |
| 6～10 (略)                                                                                                          |     |
| 13の3～19 (略)                                                                                                       |     |
| 第3節～第5節 (略)                                                                                                       |     |

|                                                                                                          |  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 5 調剤を行う医薬品を患者が選択するために必要な説明及び指導を行ったイ又はロに掲げる場合には、特定薬剤管理指導加算3として、患者1人につき当該品目に関して最初に処方された1回に限り、5点を所定点数に加算する。 |  |
| イ 特に安全性に関する説明が必要な場合として当該医薬品の医薬品リスク管理計画に基づき製造販売業者が作成した当該医薬品に係る安全管理等に関する資料を当該患者に対して最初に用いた場合                |  |
| ロ 調剤前に医薬品の選択に係る情報が特に必要な患者に説明及び指導を行った場合                                                                   |  |
| 6～10 (略)                                                                                                 |  |
| 13の3～19 (略)                                                                                              |  |
| 第3節～第5節 (略)                                                                                              |  |

○厚生労働省告示第119号

健康保険法（大正一十一年法律第二十号）第六十五條第三項（同法第四十九條において準用する場合を含む。）及び第六十五條の二第四項（同法第四十九條において準用する場合を含む。）並びに同法第四十九條の二第五項（同法第五十号厚生省令第二十号）第七十四條第三項及び第七十五條第三項の規定に基いて、入院時食事療養費に係る食事療養費及び入院時生活療養費に係る生活療養費の算定の額を算定する基準（平成十八年厚生労働省告示第119号）の二部を次の表のように改正し、今般これを四頁一〇枚に刷出する。ただし、同告示第十一頁及び同告示第十一頁に添付された療養に關する額の算定については、なお従前の例による。

令和七年二月二十日

厚生労働大臣 厚田 義實

(法務省外務省に添付)

| 改                                                                                  | 正 | 後    |
|------------------------------------------------------------------------------------|---|------|
| <b>別表</b>                                                                          |   |      |
| 食事療養及び生活療養の算定額算定表                                                                  |   |      |
| <b>第一 食事療養</b>                                                                     |   |      |
| 1 入院時食事療養Ⅰ（1食につき）                                                                  |   |      |
| (1) (2)以外の食事療養を行う場合                                                                |   | 690円 |
| (2) 流動食のみを提供する場合                                                                   |   | 625円 |
| 注 (略)                                                                              |   |      |
| 2 入院時食事療養Ⅱ（1食につき）                                                                  |   |      |
| (1) (2)以外の食事療養を行う場合                                                                |   | 556円 |
| (2) 流動食のみを提供する場合                                                                   |   | 510円 |
| 注 (略)                                                                              |   |      |
| <b>第二 生活療養</b>                                                                     |   |      |
| 1 入院時生活療養Ⅰ                                                                         |   |      |
| (1) 健康保険法第六十三條第二項第二号イ及び高齢者の医療の確保に関する法律第六十四條第二項第二号イに掲げる療養（以下「食事の提供たる療養」という。）（1食につき） |   |      |
| イ ロ以外の食事の提供たる療養を行う場合                                                               |   | 604円 |
| ロ 流動食のみを提供する場合                                                                     |   | 550円 |
| (2) (略)                                                                            |   |      |
| 注 (略)                                                                              |   |      |
| 2 入院時生活療養Ⅱ                                                                         |   |      |
| (1) 食事の提供たる療養（1食につき）                                                               |   | 470円 |
| (2) (略)                                                                            |   |      |
| 注 (略)                                                                              |   |      |

| 改                                                                                  | 正 | 油    |
|------------------------------------------------------------------------------------|---|------|
| <b>別表</b>                                                                          |   |      |
| 食事療養及び生活療養の算定額算定表                                                                  |   |      |
| <b>第一 食事療養</b>                                                                     |   |      |
| 1 入院時食事療養Ⅰ（1食につき）                                                                  |   |      |
| (1) (2)以外の食事療養を行う場合                                                                |   | 670円 |
| (2) 流動食のみを提供する場合                                                                   |   | 605円 |
| 注 (略)                                                                              |   |      |
| 2 入院時食事療養Ⅱ（1食につき）                                                                  |   |      |
| (1) (2)以外の食事療養を行う場合                                                                |   | 536円 |
| (2) 流動食のみを提供する場合                                                                   |   | 490円 |
| 注 (略)                                                                              |   |      |
| <b>第二 生活療養</b>                                                                     |   |      |
| 1 入院時生活療養Ⅰ                                                                         |   |      |
| (1) 健康保険法第六十三條第二項第二号イ及び高齢者の医療の確保に関する法律第六十四條第二項第二号イに掲げる療養（以下「食事の提供たる療養」という。）（1食につき） |   |      |
| イ ロ以外の食事の提供たる療養を行う場合                                                               |   | 584円 |
| ロ 流動食のみを提供する場合                                                                     |   | 530円 |
| (2) (略)                                                                            |   |      |
| 注 (略)                                                                              |   |      |
| 2 入院時生活療養Ⅱ                                                                         |   |      |
| (1) 食事の提供たる療養（1食につき）                                                               |   | 450円 |
| (2) (略)                                                                            |   |      |
| 注 (略)                                                                              |   |      |